

砂川市立小中学校適正配置基本計画

**子どもたちの
健やかな成長を支え
生きる力を育むために**

令和2年5月28日

砂川市教育委員会

はじめに

砂川市教育委員会では、少子化問題や地域コミュニティの変貌、グローバル社会の進行をはじめとした昨今の社会情勢の変化や、新学習指導要領の推進に伴う教育課程のあり方など、学校が直面する課題を鑑みて、平成30年度より小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始し、関係する団体・組織の皆様のご協力等をいただきながら、令和元年6月に「砂川市立小中学校適正配置基本方針」を策定いたしました。

これにより、今後、基本方針に基づく教育環境の整備を推進するには、それら具現化する方向性や手段に関わる具体的な事項について、多様な意見や考え方を参酌することがより確かであるとして、令和元年8月に「砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会」を設置し、関係団体・組織からの推薦等による20名の委員構成をもって、計画策定に向けた協議・検討をいただいたところです。

そのような中、令和元年12月、砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会において計画策定に関する提言書がまとめられ、砂川市教育委員会では、この提言書を受けて、今日まで同検討委員会にて整理いただいた内容を尊重しながら、改めて「子どもファースト」を起点とする考え方に基づき精査を進めてまいりました。

この「砂川市立小中学校適正配置基本計画」は、これまでにいただいた意見や議論等の経過を踏まえ、子どもたちの健やかな成長と社会で生きる力を育むために、学校・家庭・地域がしっかりと連携した中で、より良い学校教育の環境整備が結実するよう策定するものであります。

令和2年5月28日

砂川市教育委員会

目 次

I. 基本的な事項	1
1 基本的理念	
2 計画の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
5 計画推進に関わる考え方	
II. 学校規模の適正化	2～7
1 適正化に関わる考え方	
2 小学校の統合（適正化）	
3 中学校の統合（適正化）	
4 学校校舎等	
5 学校の位置	
6 通学手段の確保	
III. 関連施策の推進～特色ある学校づくり	8～9
1 小中一貫教育の推進	
2 学校と地域のコミュニティの確保	
3 特別支援教育（通級指導教室）の充実	
4 その他関連施策の推進	
IV. その他関係事項	10
1 学校施設（閉校舎）の取扱い	
2 計画の推進・遂行の留意点	
V. 計画のスケジュール	11

I. 基本的な事項

1 基本的理念

本計画の策定にあつては、砂川市立小中学校適正配置基本方針等の考え方に基づき、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理するものとします。

2 計画の目的

本計画は、砂川市立小中学校適正配置基本方針が掲げる事項を具現化するため、その手法や手段及びそれらに関わる見解等を示し、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とします。

- ①学校規模の適正化（学校の小規模化の対応措置）
- ②学校教育に関わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）

3 計画の位置付け

砂川市第7期総合計画及び砂川市教育目標、砂川市教育推進計画、砂川市立小中学校適正配置基本方針に準ずる個別の計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、砂川市第7期総合計画と同様に令和3年度より10年間とします。

5 計画推進に関わる考え方

①計画の見直し

砂川市総合計画、砂川市教育目標等の上位計画及び方針において、今後、人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが必要となった場合は、適宜改訂するものとします。

②計画の遂行

適正配置の実施が長期化した場合は、学校の小規模化の進行を招くなど、課題解決の遅延による子どもたちへの影響や、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性があるため、それらを考慮して本計画の遂行はもとより、必要な協議が生じた場合は慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進めるものとします。

③情報の発信・共有等

本計画の推進にあつては、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら円滑に進めることが望ましいと考えられることから、本計画の内容を含め、学校区（通学区）ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努めることとします。

II. 学校規模の適正化

1 適正化に関わる考え方

砂川市の学校規模は、児童生徒数が現在の小学校5校に集約された当時から、平成31年度当初の段階で約4割まで減少し、各校とも小規模化が進行している状況にあります。

このため、児童生徒数が減少傾向にある中、基本方針が掲げる適正な学校規模を確保するには、学校の統合は必要な手段であると考えられます。

また、適正な教育環境を整えるには、学校規模の確保だけでなく、学力の向上及び定着、いじめや不登校への対策、社会性や協調性、規範意識の涵養など、新学習指導要領の円滑な実施を鑑みた教育・指導体制の充実に加え、小中学校間の連携強化が一層図られるよう整備を行う必要があると考えます。

このことから、小中学校の適正化については、学校の統合により学校規模を確保するものとしながら、教育効果を高めるために小中一貫教育の導入・推進も考慮するなど、関連施策を合わせた一連的な考え方に基づいた整備をすることとします。

学校規模の適正化

- ① 学校の適正規模は統合により確保する
- ② 学校の適正配置は、関連施策の推進も鑑みて整備する

■ 通常学級の学級数と児童生徒数の予測推移

基本方針より（算定基礎資料：住民基本台帳（H31.3末現在））
※令和2年度はR2.4.1の数値

単位：級・人

小 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童
	砂川小	6	206	8	205	7	192	6	177	6	185	6
豊沼小	6	83	6	84	6	83	6	79	6	78	6	78
中央小	6	133	6	124	6	120	6	109	6	106	6	108
空知太小	6	106	6	97	6	95	6	92	6	93	6	84
北光小	5	47	6	53	6	56	6	55	6	57	6	54
合計	29	575	32	563	31	546	30	512	30	519	30	494

中 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒
	砂川中	9	270	9	258	9	245	8	242	6	215	6
石山中	3	93	3	86	3	86	3	82	3	77	3	80
合計	12	363	12	344	12	331	11	324	9	292	9	280

2 小学校の統合（適正化）

小学校では現在、全ての学校が、学年1学級以下の規模となっており、北光小学校では一部、複式学級も導入されている状況にあります。

このため、学校統合においては、1～2校の統合をもって段階的に集約する手法では適正規模の確保は困難な状況にあり、学校規模の適正化を図る上では、児童数の将来予測推移から、1校に集約しなければ持続的な学級数の確保に繋がらないと考えられます。

このことから、小学校の統合にあつては、教育環境の統一的な整備や今後の小中連携等の円滑な推進を鑑みて、全5校を1校へ集約することとします。

小学校の適正化

小学校5校を1校に集約（統合）する

■学校統合（1校）とした場合の通常学級数と児童数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童
1年	3	81	3	94	3	90	3	72	3	90	2	70
2年	3	92	3	78	3	94	3	90	3	72	3	90
3年	3	83	3	95	3	78	3	94	3	90	3	72
4年	3	102	3	83	3	95	3	78	3	94	3	90
5年	3	104	3	106	3	83	3	95	2	78	3	94
6年	3	113	3	107	3	106	3	83	3	95	2	78
計	18	575	18	563	18	546	18	512	17	519	16	494

3 中学校の統合（適正化）

中学校においては、現在、砂川中学校は各学年3学級と適正規模の範囲内にあるものの、生徒数の予測推移から現状を維持することは難しいと考えられます。また、石山中学校においては1学年1学級となっており、クラス替えができない状態に加え、部活動の選択肢も制限されるなど学校の小規模化に伴う影響が大きくなっています。

このことから、教育環境の統一性を図ることも鑑みて、両校を集約することとします。

中学校の適正化

中学校両校を1校に集約（統合）する

■学校統合（1校）とした場合の通常学級数と生徒数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒
1年	4	121	4	114	3	105	4	106	3	82	3	93
2年	3	115	3	113	3	114	3	105	3	106	3	82
3年	4	127	3	117	3	112	3	113	3	104	3	105
計	11	363	10	344	9	331	10	324	9	292	9	280

4 学校校舎等

(1) 小学校

小学校全校を1校に統合する場合、通常学級及び特別支援学級を合わせた教室数を確保するには、構造上、教室数が一番多い砂川小学校でも18教室（R2.5.1現在）となっており、児童・学級数の予測推移から教室数が不足すると推察されます。また、統合に伴う特別教室の確保及び充実、さらには駐車場等の附帯する施設整備を勘案すると、既設校舎のままの規模ではいずれも活用は見込めない状況にあります。

このことから、小学校については、校舎を増築する大規模な改修或いは新校舎の建設が不可欠な状況にあります。殆どの小学校が築30年以上を経過し、いずれ長寿命化工事が必要になることを考慮すると、統合する小学校については、既設校舎の活用はせずに新校舎を建設する方が合理的と考え、新校舎の設置を基本とすることとします。

小学校の校舎

新校舎の設置を基本とする

■小学校の建築年と教室数

(R2.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川小	昭和48年	11室	7室	9室
豊沼小	平成4年	9室	2室	7室
中央小	平成3年	10室	5室	7室
空知太小	昭和63年(改築)	11室	0室	8室
北光小	昭和61年	9室	1室	5室

【1校に統合】

通常教室数
(特別支援教室含む)
22～25室
必要と見込む

(2) 中学校

中学校校舎については、生徒数の予測推移から両校統合後の校舎は砂川中学校の現状施設規模で対応が可能と判断できること、さらには市内では一番新しい校舎として耐用性も問題ないと考えられることから、砂川中学校校舎の有効的な活用を基本とします。

中学校の校舎

砂川中学校の活用を基本とする

■中学校の建築年と教室数

(R2.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川中	平成7年	11室	9室	15室
石山中	昭和46年	5室	2室	14室

【1校に統合】

通常教室数
(特別支援教室含む)
16～19室
必要と見込む

(3) 付帯関連施設の整備

学校統合に伴う、校舎以外の付帯施設・設備に関しては、体育館・グラウンド・遊具スペース等は当然に校舎と同じ敷地内に維持・整備することとします。

ただし、敷地面積の許容範囲には限りがあることも想定されるため、駐車場等のその他施設・設備については、必要に応じて、近接地等への設置も考慮して整備することとします。

なお、学校に関連する施設・設備の整備については、基本的に学習指導要領や学校ニーズを把握する中で措置するよう努めることとします。

5 学校の位置

学校を配置する位置に関しては、通学時の安全はもとより、被災の可能性が限りなく小さいと考えられる地域であることや、交通機関の整備状況、他の教育関連施設の利活用に関わる利便性などに配慮する必要がある、加えて保護者の負担や地域との関係性も考慮しなければなりません。

これらのことを踏まえますと、現に学校がある地域を優先に考え選定することが望ましく、また、今後の小中一貫教育の円滑な推進等、以下の利点も鑑みて、可能な限り、統合後も活用する砂川中学校の近接地に小学校を設置するものとします。

学校の位置（配置）

学校の配置は、小学校と中学校を可能な限り近接させる
（砂川中学校の近接地に小学校を設置する）

■小中学校の隣接により考えられる利点

- 教員の乗り入れ授業の実施等、小中学校間の連携体制が構築しやすくなる
- 小中一貫教育を導入・推進する場合、円滑な運用が見込まれる
- コミュニティ・スクールの運営に関し、双方の連携・協力体制が円滑になる
- 通学支援策（スクールバス運行）において、効率化と高い利便性が見込まれる
- 登下校時に一定の集団が形成されやすく、安全性の一層の確保が期待できる

6 通学手段の確保

学校を統合した場合、通学において、基本方針で基準として掲げている距離・時間の範囲を超える事例が生じます。

このため、基準を超える児童生徒を対象に、スクールバスの導入・運行を基本とした通学支援に関わる事業を展開するものとします。

通学支援策

スクールバスの導入・運行を基本とする

【最長通学距離の比較表】

現行の最長通学距離			学校を砂川中学校敷地内とした場合の距離
学校	居住地（居宅現存地）	距離	
砂川小	宮城の沢（元病院付近）	約 3.2 km	約 1.5 km
豊沼小	西6南22（南8号線沿）／西豊沼（南6号線西3線付近）	約 2.5 km／約 3.2 km	約 5.0 km
中央小	北光・袋地（北光 178 付近）	約 4.2 km	約 6.2 km
空知太小	富平（赤平市境界付近）	約 5.4 km	約 12.8 km
北光小	一の沢（歌志内市境界付近）	約 6.1 km	約 9.0 km
砂川中	北光・袋地（北光 178 付近）	約 6.2 km	約 6.2 km
石山中	富平（赤平市境界付近）	約 8.0 km	約 12.8 km

※上記は国道を中心とした公道で計測（図面上）

（1）スクールバスの運行

スクールバスの運行に関しては、子どもたちの通学による体力増強への配慮などを鑑みて次の事項を基本に運用することとします。

【スクールバス運行に関する基本的事項】

通学時間	通学の片道にかかる総時間（徒歩・乗車時間）は概ね1時間以内とする
対象者	自宅・学校間の通学距離が4kmを超える児童と6kmを超える生徒（通学距離の測定は、公道上の最短距離とする）
停留所	統合により利用されなくなる校舎を起点（集合地点）として活用原則、道中の停留所は設けず、学校まで直行とする
運営形態	運行の確実性と安全性を第一に効率的で利便性の高い運用方法を選択

【留意事項】

スクールバスの運用に関しては、通学距離により対象外となる場合でも、通学時間に1時間以上を要するケースも想定されるため、その時々状況により判断すべき事例もあると考えられます。

このため、本計画上では上記事項を基本として導入・運行は必須としながらも、運用に関する対象者の設定等の詳細事項は、必要に応じて関係者と協議をするなど、改めて精査・整理を行い、別途、運行計画（仮称）により定めることとします。

（2）その他の通学支援

通学支援策については、スクールバスの運行を基本としていますが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でない判断される場合は、他の手法について検討するものとします。

Ⅲ. 関連施策の推進～特色ある学校づくり

1 小中一貫教育の推進

小中一貫教育は現在まで、学力の定着や中1ギャップの解消、児童生徒の規範意識の向上、柔軟な教育課程による効果的な教育活動の展開など、教育効果が高まる有用な施策として全国的に広がりを見せています。

このため、学校教育に関わる有効な施策の一つとして、また、今後、保育所・幼稚園、高校との連携も鑑みて、基本方針のとおり、適正配置に並行して小中一貫教育の導入を目指し、系統的な教育の推進を図ることとします。

小中一貫教育の類型・形態については、「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」共に9年間を通じた系統的な教育課程を編成する目的には変わりはありませんが、施設面の整備に大きく影響することが想定されるため、学校施設の物理的な要件に加え地域性や教員配置等を勘案した上でいずれか適当とされる手段を選定するものとします。

ただし、今後の児童生徒数の動向や円滑な運用を鑑みて、導入については基本的に「義務教育学校」の類型・形態を目指す方向で執り進めることとします。

また、小中一貫教育の導入・推進に伴う目標の設定や教育課程の編成、組織の体制等については、必要に応じて、教職員や有識者等の関係者で構成する専門的な機関を組織し、具体的な協議・検討を十分に行うものとします。

小中一貫教育

学校適正配置（統合）に並行して、導入を図る

【小中一貫教育の推進に関わる基本的な考え方】

類 型	「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」いずれも可とする ただし、基本的に「義務教育学校」の方向を目指す
形 態	物理的な要素や円滑な運用等を勘案した、適当とされる形態とする

2 学校と地域のコミュニティの確保

適正配置に伴う地域との接点については、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を積極的に活用する中で、地域と協働しながら子どもたちの成長を支える学校づくりを目指します。

また、学校運営協議会については、必要に応じ、適正配置に係る関連施策の協議・推進においても参画・協力を依頼するものとします。

学校と地域のコミュニティ

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の機能を活用

3 特別支援教育（通級指導教室）の充実

適正配置に伴い、特別支援学級も集約されることとなるため、教員の配置を含め充実した支援に向けて必要な環境を整えます。

また、とりわけ、中学校の適正配置に伴い、中学校における通級指導教室の設置に向けて検討を開始し、一貫した支援体制の整備のため重点施策として早期実現を目指します。なお、諸条件等が整い導入が可能となる場合は、適正配置に先行して実施することとします。

特別支援教育の充実

中学校の通級指導教室設置を重点施策として推進する

4 その他関連施策の推進

本計画に定めのない事項で、適正配置に関連し、児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的に検討・実施に努めることとします。

また、教職員の働き方改革に関わる施策等、必要により適正配置に先行して実施できる事業については適宜推進することとします。

【想定される主な事業】

- ICT 教育の環境整備
- 校務支援システムの導入
- 給食費の公会計化

IV. その他関係事項

1 学校施設（閉校舎）の取扱い

学校施設においては、本来の学校機能のほか避難所や地域コミュニティの場など、多様に活用されていることから、学校統合により大きな影響が生じる可能性があります。

このため閉校となる校舎の取扱いについては、適正配置の進行に併せて関係部署や関係機関などと連携・協議を図りながら、適切な対応・措置に努めるものとします。

2 計画の推進・遂行の留意点

本計画の推進・遂行については、多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響も考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進めることとします。

V. 計画のスケジュール

適正配置の実施に関わるスケジュールにおいては、最上位計画である砂川市第7期総合計画に合わせ、当該計画期間内での完了を基本とします。なお、本計画の推進にあっては、新学習指導要領の円滑な推進をはじめ、子どもたちに少しでも早くより良い教育環境を提供するために可能な限り早期実現に努めることとします。

■スケジュールのおおよその目安

- ◎ 具体的かつ明確なスケジュールに関しては、効率性や実効性等を鑑みて、関係機関・部署等との協議をもって精査し、実施計画(仮称)において定めることとします。

【小学校の統合】

令和9～11年度の完了を目指します。

- ※ 統合に関わる調整及び諸準備等に係る期間を3年程度、新校舎建設に伴う設計及び建設に4～5年を要するものと考えます。

【中学校の統合】

令和6～7年度の完了を目指します。

- ※ 統合に関わる調整及び諸準備等に係る期間を3年程度と考えます。

【スクールバスの導入】

中学校の統合と同時期の導入とします。なお、試行運用期間が必要な場合は、学校統合に先駆けて導入することとします。

【小中一貫教育の導入】

小学校の統合時期に合わせ、令和9～11年度の導入を目指します。

- ただし、適正配置によらず先行実施が可能な場合は、適宜導入することとします。

【その他関連施策の推進】

基本的に適正配置に並行して推進しますが、必要性等を考慮し導入可能なものについては、適正配置の時期にこだわらず適切な時期に導入を図るものとします。

■計画の流れ（イメージ）

(第7期総合計画の計画期間は令和3年度～12年度)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
小学校統合				準備				完了	
中学校統合									
小中一貫教育									
スクールバス					中			小	

- ※ 本計画の推進に関わるそれぞれの時期については、保護者や地域等の皆様のご理解により、早期に協議・諸条件等が整った場合は、実施時期を早めることも検討することとします。